

香川県公共土木施設アセットマネジメント
基本方針

平成 20 年 11 月
土 木 部

目 次

1 . 背景・目的	1
2 . 現状と課題	
2 - 1 施設の現状と課題	2
2 - 2 維持管理予算の現状と課題	6
2 - 3 維持管理体制の現状と課題	7
3 . 基本方針	
3 - 1 計画的な維持管理システムの構築	8
3 - 2 維持管理区分の設定	11
3 - 3 点検の実施	13
3 - 4 維持管理計画の策定	15
3 - 5 維持管理予算の確保	18
3 - 6 システムの導入に向けて	18
3 - 7 県民との協働の推進	20
3 - 8 フォローアップ	21
参考文献	22

1. 背景・目的

本県では、昭和30年から昭和47年にかけての高度経済成長期や、昭和60年代から平成初期にかけて、陸、海、空それぞれにおける高速交通手段の整備を行った、いわゆる3大プロジェクトの推進期間中に、多くの公共土木施設が集中的に整備された。その結果、一定期間に造られた大量の施設を有することとなり、それらの老朽化とともに、補修・更新費用が一時期に集中して増大することが予想される。

今後、限られた財源の中で、一時期に老朽化が集中すると予想される施設の機能、サービスを維持するためには、計画的な維持修繕により施設の延命化を図り、更新を含む投資費用の平準化、最小化の実現を目指す必要がある。

このような課題に対応するため、道路、河川、港湾、下水道、公園等の公共土木施設を「資産」としてとらえ、土木施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、ライフサイクルコストの最適化を図る「アセットマネジメント」の考え方を公共土木施設の維持管理に導入する必要がある。

導入に際しては、平地の占める割合が高く大きな河川が少ないことなどから、比較的小規模な公共土木施設が多く、また、「凍害」や「塩害」など施設の耐久性に影響する気象条件が穏やかであるといった本県の特徴を踏まえた形で導入するものとする。

この方針は、公共土木施設全体へのアセットマネジメントシステム導入の基本となるべき事項を定めたものであり、個別施設の維持管理計画策定の基本方針とする。

「アセットマネジメント導入への挑戦」¹⁾では、アセットマネジメントを次のように定義している。

国民の共有財産である社会資本を、国民の利益向上のために、長期的視点に立って、効率的、効果的に管理・運営する体系化された実践活動。工学、経済学、経営学などの分野における知見を総合的に用いながら、**継続して(ねばりよく)**行うものである。

2 . 現状と課題

2 - 1 施設の現状と課題

本県では、道路、河川、港湾等、多種多様な公共土木施設を管理しており、構造物の数も膨大なものが多い。主な管理施設の現況は表 - 1 のとおりである。

表 - 1 主な管理施設の現況 (H20.4 時点)

施 設	数 量	
道路施設	管理延長	約 1,800km
	橋 梁	1,439 橋
	トンネル	20 箇所
河川施設	管理延長	約 1,100km
	管理施設	97 基
	ダ ム	15 基
砂防施設	砂防ダム	875 基
海岸施設	海岸延長	約 700km
港湾施設	管理港湾	23 港
	係留施設	315 基
都市公園施設	管理公園	13 箇所
流域下水道施設	下水処理場	4 箇所
	幹線管渠延長	約 96km

橋梁

道路橋梁については、昭和30年から昭和47年にかけての高度経済成長期に建設されたものが橋梁数で全体の約50%を占めており(図-1)、現時点では、建設後50年以上の橋梁数は9%であるが、今後10年間では全体の43%、今後20年間では68%が建設後50年を経過することとなり、老朽化した橋梁の対策が必要となる。

また、昭和50年代後半以降から平成初期にかけては、建設された橋梁数としては少ないものの、多車線の道路が整備されたことや比較的橋長の長い橋梁が建設されたことから、橋梁面積が大幅に増加しており(図-2)、今後、計画的な維持管理が必要である。

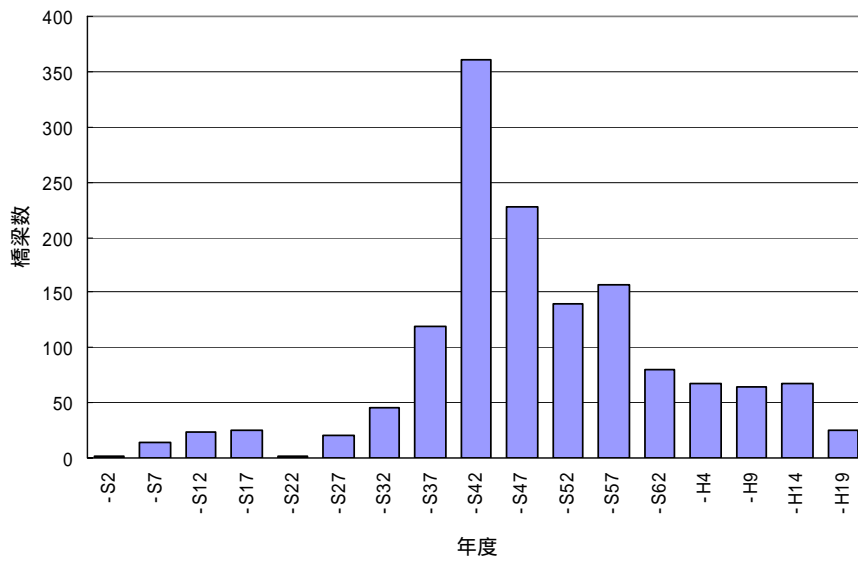


図 - 1 建設年度別の橋梁数

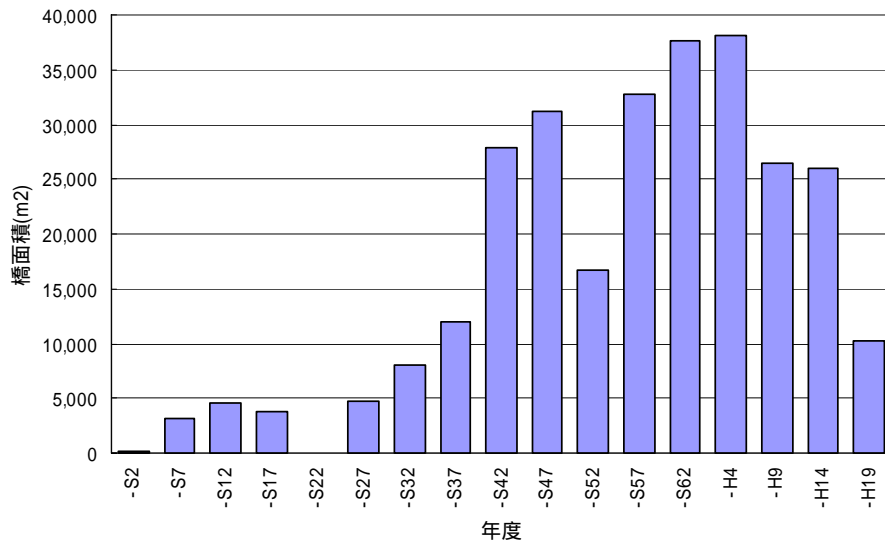


図 - 2 建設年度別の橋梁面積

河川管理施設

水門、ポンプ場等の河川管理施設（ダムに係るものを除く）については、昭和40年代以降、着実に高潮対策の防潮水門を中心として整備されてきた。これらの施設についても、完成から30年以上が経過している施設が30%を占めており、感潮区間といった厳しい環境に設置されている施設も多いことから老朽化対策が喫緊の課題となっている。

また、平成初期には、台風災害や四国横断自動車道に関連した河川改修事業により集中的に河川管理施設が更新・整備されており、将来的に補修・更新時期が集中することに備えて、計画的かつ効果的な維持管理が求められる。（図-3）

ダムについては、完成後30年以上経過しているものが9基あり、全体の60%を占めている。最も古い内場ダムと長柄ダムは、昭和28年の完成から既に55年が経過しており、施設の重要性からも計画的な維持管理が必要である。

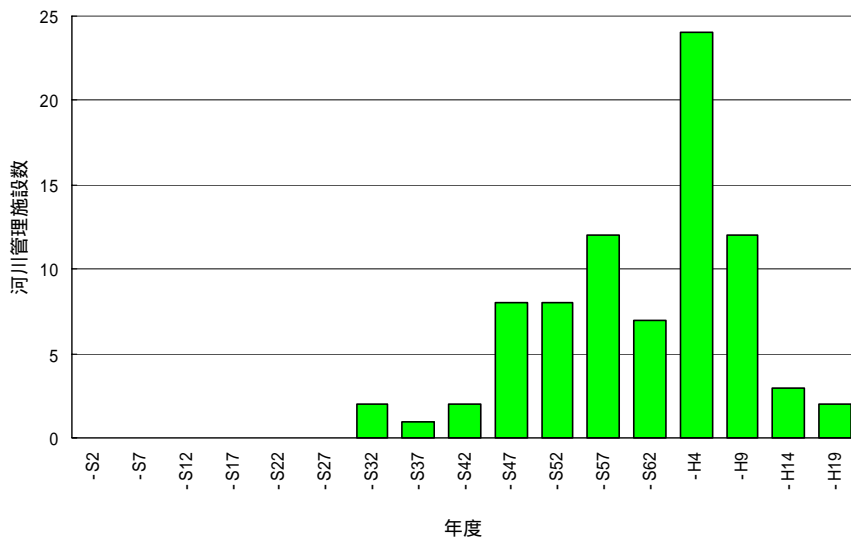


図-3 建設年度別の河川管理施設数
（ダムおよび竣工年が不明なものは除く）

港湾係留施設

港湾施設のうち、岸壁等の係留施設については、高度経済成長期以降、着実に整備が進められてきており、昭和50年代前半がそのピークとなっている。(図-4)

港湾係留施設については、構造形式、規模、環境条件等により補修に要する費用は大きく異なり、施設単位の補修費も大規模となることが多いことから、今後、計画的な維持管理が必要である。

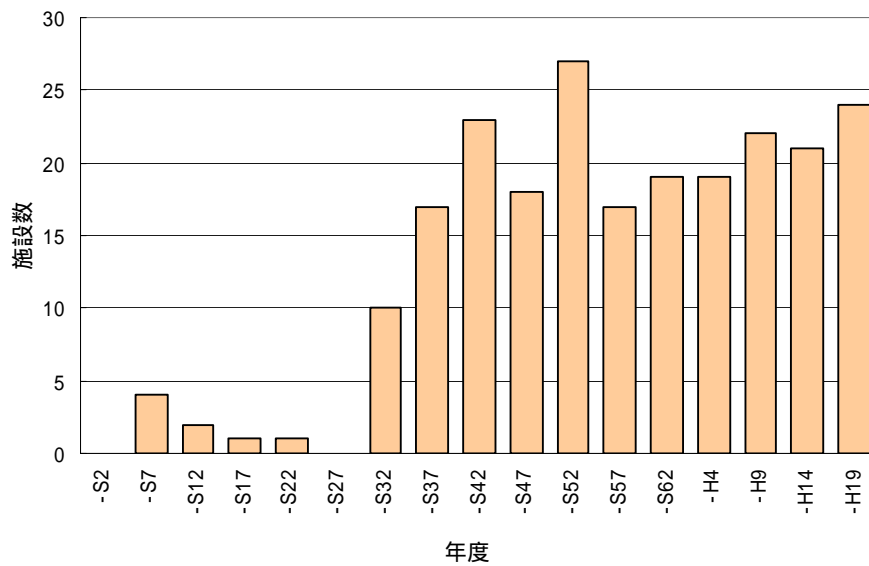


図-4 建設年度別の港湾係留施設数
(竣工年が不明なものは除く)

2 - 2 維持管理予算の現状と課題

公共土木施設の維持管理を所管している土木部予算は、平成10年度と比較して、平成20年度には40%となっている。(図-5) 維持的経費については、建設的投資に比べて配分を優先してきたところであるが、全体の大幅な削減の中で、平成20年度には、平成10年度の64%となっている。(図-6)

さらに、平成20年度を初年度とする新たな財政再建方策においても、公共事業費については、国庫補助事業費で5%、県単独事業費では15%を毎年度削減することとされており、厳しい財政状況の中で、公共土木施設のサービス水準を保つことが喫緊の課題となっている

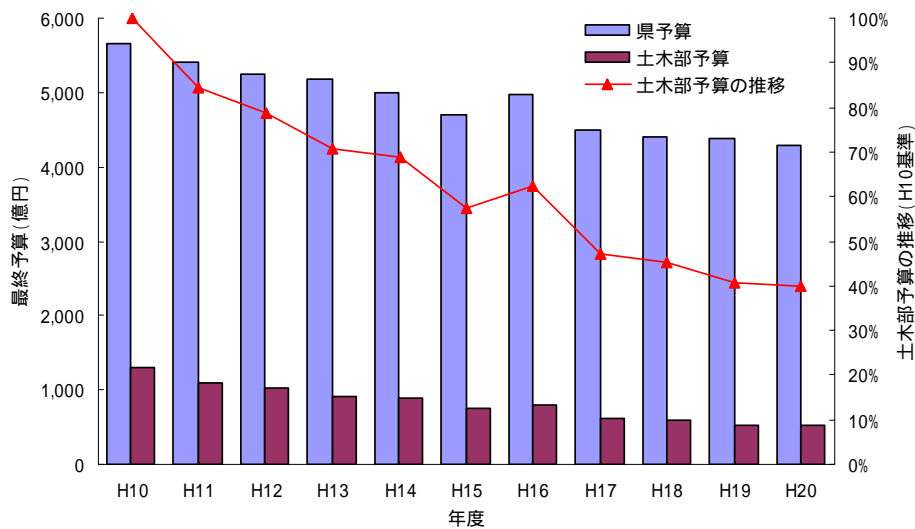


図 5 県予算と土木部予算の推移
(H20 は当初予算)

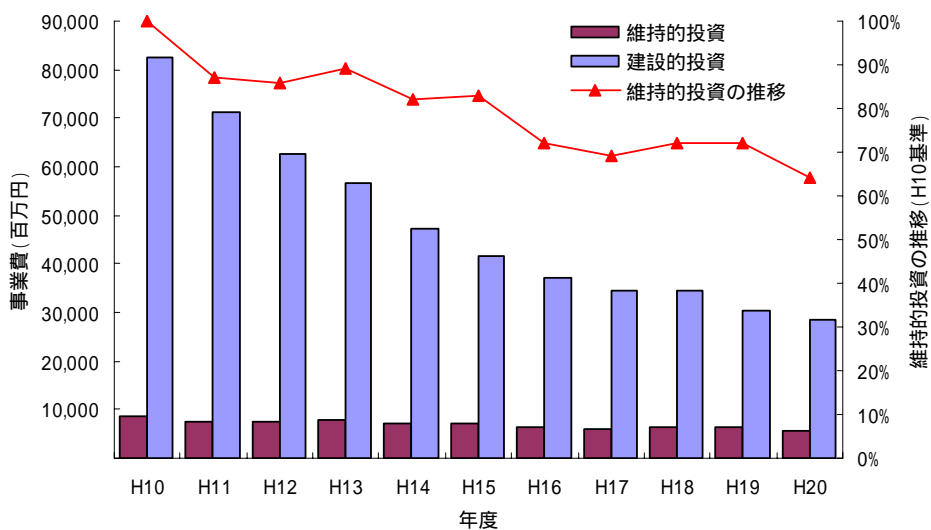


図 6 建設投資と維持投資の変化

2 - 3 維持管理体制の現状と課題

公共土木施設の維持管理は、現在県下5事務所の施設毎の技術担当課（道路課、河川港湾課等）と管理事務担当課が行っている。

なお、技術担当課は、平成17年度にそれまでの建設担当課と維持担当課の区分を無くし、施設の種類の区分に改編したものである。

前述したとおり、建設的投資の減少に伴い土木部予算は年々減少しているなか、公共土木施設の建設・維持管理に携わる土木技術人員も年々減少しており（表-2、図-7）、平成20年度には、平成10年度比で83%となっている。加えて、平成20年度を初年度とする行財政改革の基本指針においては、平成22年度までの3ヵ年で更に平成20年度比で10%以上の人員削減が計画されている。

今後、公共土木施設の老朽化が進行し、点検や補修などの維持管理業務が増加することが予測され、さらに限られた人員で効率的、計画的な維持管理を実行できるよう維持管理業務への人員の配置や役割の明確化など、確実な維持管理体制の構築が課題となる。

表 - 2 土木技術職員数

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
本庁(土木部)	102	103	102	96	99	98	91	90	87	88	85
出先機関	263	261	259	261	252	255	240	243	237	228	219
合計	365	364	361	357	351	353	331	333	324	316	304
H10を基準とした土木部職員の割合	100%	100%	99%	98%	96%	97%	91%	91%	89%	87%	83%

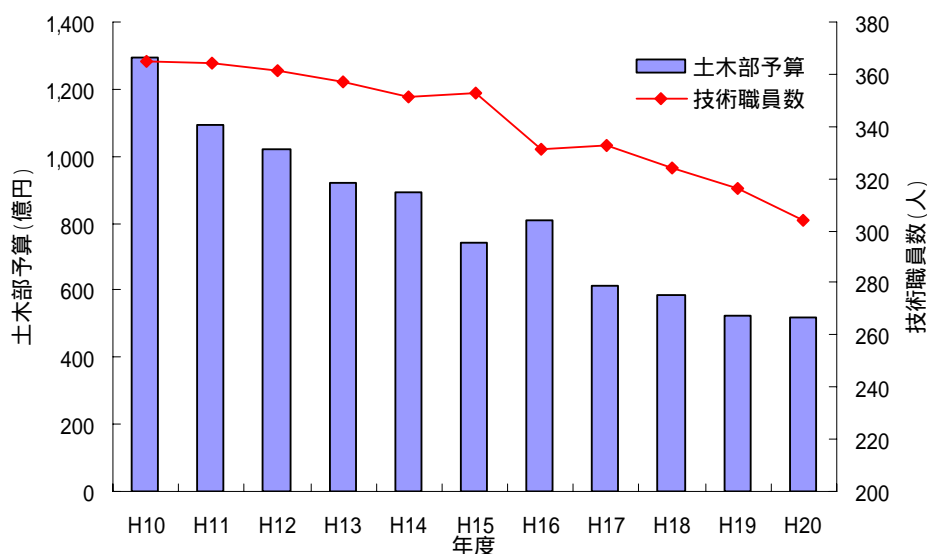


図 - 7 土木部予算と技術職員数の推移

3 . 基本方針

3 - 1 計画的な維持管理システムの構築

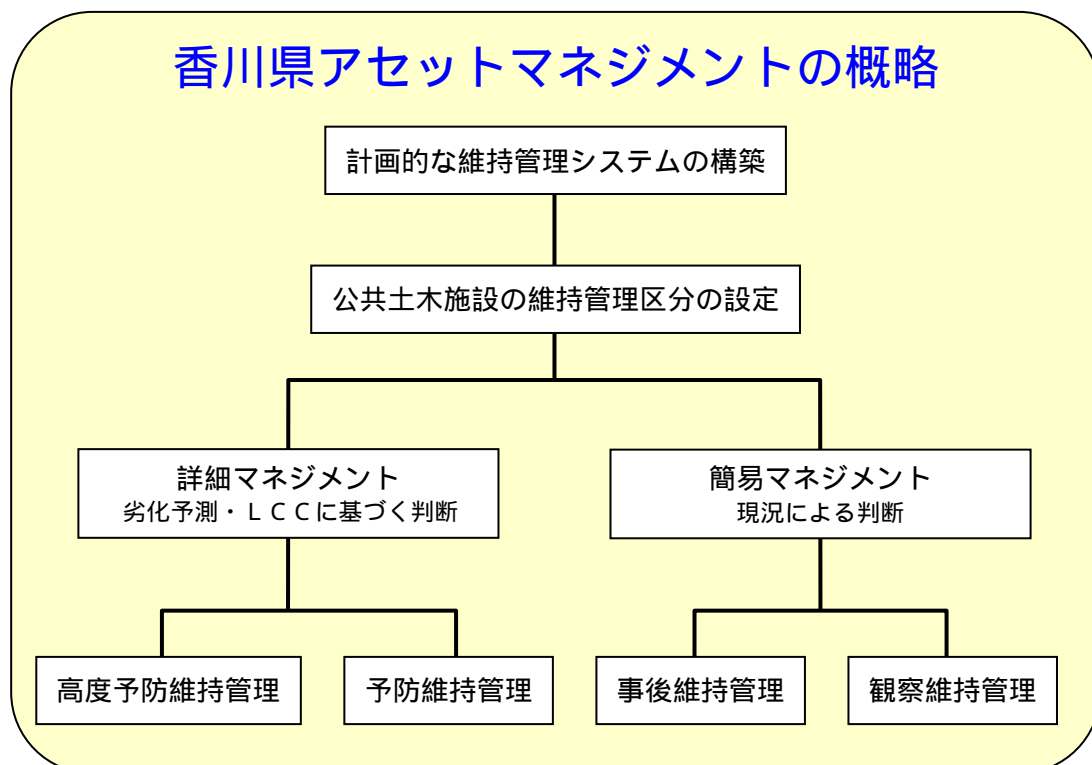
これまで、公共土木施設の維持管理は、施設の劣化が顕著化した時点でその都度、劣化状況に応じた補修を行う「対症療法型」であった。対症療法型の補修では、施設の劣化・損傷の状況によっては、補修方法が限定され構造物としての延命化対策としては効果的でないこともある。

今後は、構造物の延命化を図るために、定期的な点検を行い施設の状況を把握したうえで、劣化の進行を予測（劣化予測）し、ライフサイクルコスト（LCC）を算定し、将来の投資効果を検討するといった、計画的な維持管理を行う必要がある。

しかしながら、すべての公共土木施設を対象に劣化予測・LCC算定に基づいた維持管理を実施・継続するためには、個々の構造物の定期的な詳細点検やLCC算定が必要となり、多大の管理コストや人員体制が必要となる。

一方、小規模で単純な構造物においては、上記のような管理手法を駆使して得られるLCC縮減効果が小さくなり、高い管理コストに見合うLCC縮減効果が期待できない。

特に、平地の占める割合が高く、大きな河川も少ないことなどから、比較的小規模な構造物が多く、また、「凍害」や「塩害」など構造物の耐久性に影響する気象条件が緩やかであるといった本県の特徴を踏まえ、公共土木施設の規模、重要度等に応じて、維持管理区分を「詳細マネジメント」と「簡易マネジメント」に区分し、管理コスト等の低減を図りながら効率的で実効性のある維持管理システムを構築するものとする。



(1) 新たな維持管理システムの構築 (詳細マネジメント)

これまでの公共土木施設の維持管理は、施設の劣化が顕著化した時点で、その劣化状況に応じて、その都度補修を実施する対症療法型であった。対症療法型の維持管理では、施設の劣化や損傷が把握できた時点では、すでに補修方法などが限定され構造物の延命対策として必ずしも効率的・効果的ではないといったこともある。

このようなことから、今後は、日常点検や定期点検を行い、施設の状況を把握した上で、劣化予測・LCCの算定を行い、効率的・効果的な維持管理計画を策定し、事業を実施していく新たな維持管理システム(詳細マネジメント)を構築する。

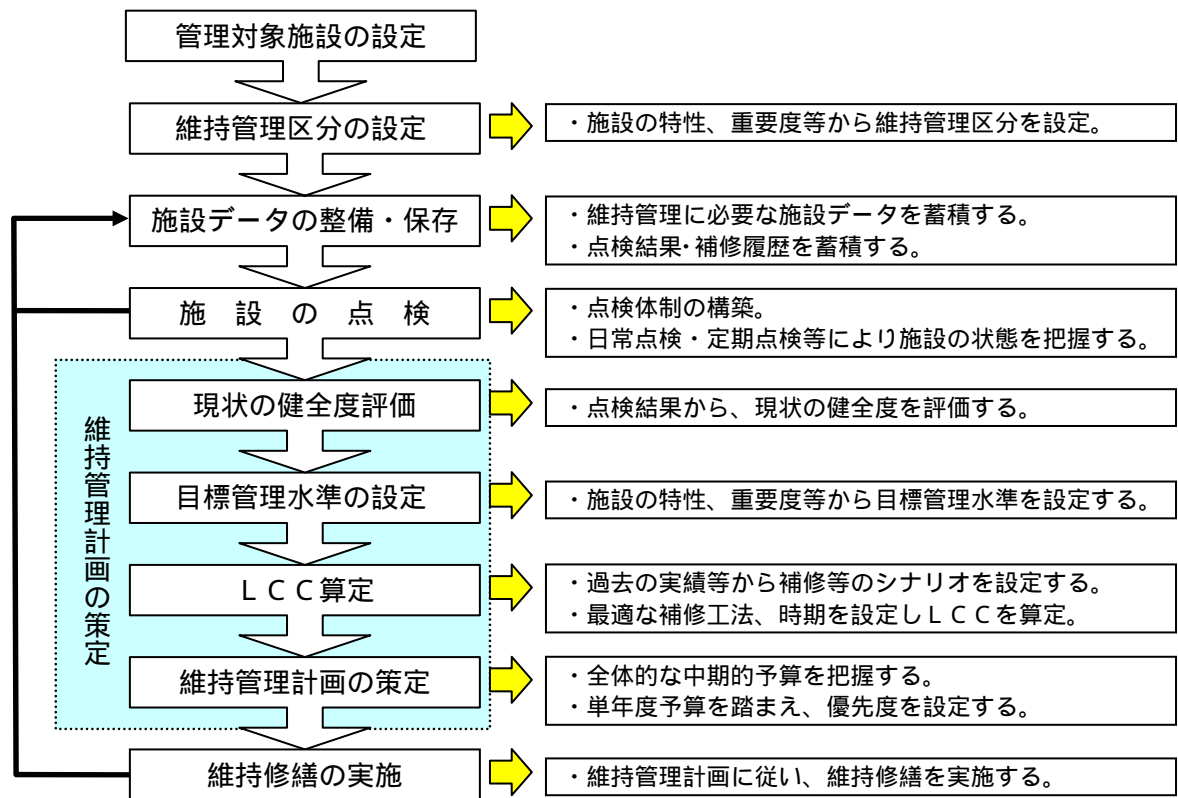


図 8 新たな維持管理システムの概略フロー

(2) 従来型維持管理システムの再構築（簡易マネジメント）

対象施設毎に、劣化予測を行い、補修等のシナリオを設定した上でLCCを求め維持管理計画を策定することは理想的であるが、現実の予算、体制において、全ての公共土木施設に詳細なマネジメントを適用することは不可能である。

また、小規模で単純な構造物等においては、劣化予測・LCC算定を行うといった維持管理手法を駆使して得られるLCC縮減効果が小さくなり、高い管理コストに見合うLCC縮減効果が期待できないこともある。

このようなことから、これまで行ってきた維持管理業務を見直すことにより、施設の延命化を前提とした、計画的な維持管理システムとして再構築する。これまでは、点検体制、点検記録の保存等が必ずしも十分でないことから、施設データの整備・保存、点検から実際の維持修繕までの一連を従来型維持管理システムの再構築（簡易マネジメント）として確立、継続する。

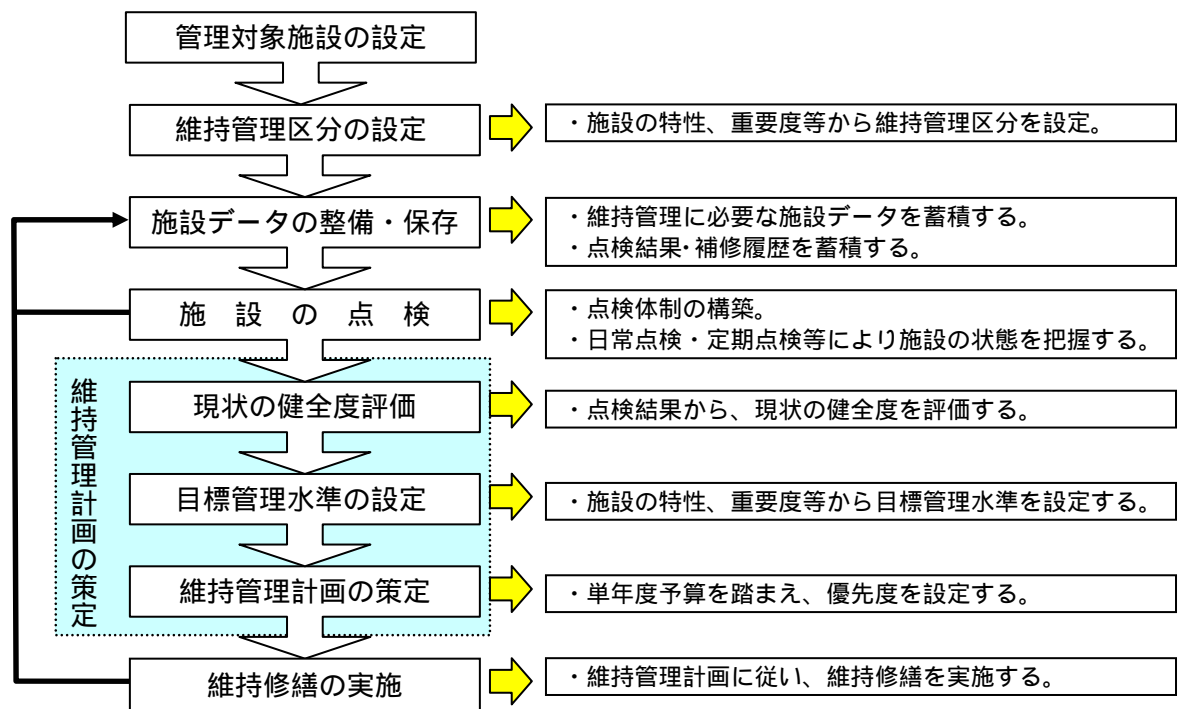


図 9 従来型維持管理システムの概略フロー

3 - 2 維持管理区分の設定

公共土木施設の種類別の特性、さらに個々の施設の規模や重要度などに応じて「詳細マネジメント」と「簡易マネジメント」に大別して、維持管理を行うものとする。

(1) 維持管理区分の内容

【詳細マネジメント】

・高度予防維持管理

長大な橋梁等、更新が著しく困難な施設の耐久性を低下させず、耐用年数を100年以上とすることを目標とし、施設の健全度等を高度な水準で保持する維持管理。

延命化を図るにあたっては、定期点検等から得られた結果を基に劣化予測を行い、LCCの最小化と、世代間の負担や補修等に要する費用を均等にするためのLCC平準化を求める。

・予防維持管理

一定規模以上の重要な公共土木施設を対象に、施設の健全度等を一定の水準に保持することを目的として実施する維持管理。

延命化を図るにあたっては、高度予防維持管理と同様に、定期点検、劣化予測を行い、LCCの最小化・平準化を求める。

【簡易マネジメント】

・事後維持管理

劣化が外へ表れてからでもそれほど困らない施設、および定期的な補修・交換が必要な施設等（電気・機械設備等）を対象に、目標管理水準に照らして、劣化の程度に対応した適切な補修・補強を行い、施設の延命化を図る維持管理。

劣化予測・LCC算定を行わないものとし、点検の頻度や項目を少なくするなど、管理コストの低減に努める。

・観察維持管理

施設の重要度や第三者被害の発生する可能性が低く、機能不全に陥る時期の予測が困難な施設、機能不全に陥ってからの更新や復旧が比較的容易な施設を対象に、第三者への安全性が確保できなくなるまで、あるいは対象施設の機能が不全に陥った時に補修や更新を行う維持管理。

コンクリート標準示方書〔維持管理編〕²⁾では、「予防維持管理」、「事後維持管理」、「観察維持管理」、「無点検維持管理」の4つの区分が示されており、「予防維持管理」および「事後維持管理」を標準として取り扱うこととされている。

(2) 各維持管理区分の概要

表 - 3 各維持管理区分の概要と具体的な維持管理区分の例

	詳細マネジメント		簡易マネジメント	
	高度予防維持管理	予防維持管理	事後維持管理	観察維持管理
維持管理区分の概要	機能低下の進行が把握できる構造物に適用でき、機能低下の程度に応じて最適な補修工法・補修時期を選択した上で機能維持を図る。		機能低下の兆候が表面化した後に対策する構造物に適用し、機能不全に陥る前に迅速に機能維持を図る。	突発的又は劣化の進行により機能不全に陥る構造物に適し、機能不全に陥った時または直前に適切に機能維持を図る。
維持補修実施時期と対応方法	劣化の兆候や初期劣化が認められた段階で対策を実施する。劣化予測を行い、LCCの最小化・平準化を図れる補修時期・補修工法を選択する。	局所的な劣化が認められた段階で、劣化進行速度が速いと認められた場合は対策を実施する。劣化予測を行い、LCCの最小化・平準化を図る補修時期・補修工法を選択する。	劣化がある程度進行した段階で対策を実施する。劣化の程度に合わせた補修工法を選択する。	機能不全に陥るまで供用し、第三者被害の恐れが生じた場合に補修工法を選択。
機能低下と維持補修の適用イメージ				
施設の特性等による区分と例(案)	長大橋等、極めて重要で更新が著しく困難な施設。	一定規模以上の重要な施設。	一般的重要度の施設、定期的な補修・交換が必要な施設。	重要度が低く、補修や更新が比較的容易な施設。
	[橋梁]橋長 100m 以上かつ最大支間長 50m 以上 [ダム]堤体	[橋梁]橋長 15m 以上の跨橋等または緊急輸送路 [ダム]放流設備 [舗装]大型車交通量 1,000 台/日・方向以上 [河川]排水機場、水門 [港湾]係留施設(鋼製) [下水]幹線管渠	[橋梁]橋長 5m 以上 (左記を除く) [ダム]観測装置 [舗装]大型車交通量 100~1,000 台/日・方向 [河川]堤防 [港湾]係留施設(コンクリート製) [下水]電気・機械設備 [砂防]砂防ダム [公園]遊具	[橋梁]5m 未満の橋梁 [ダム]昇降設備、係船設備 [舗装]大型車交通量 100 台/日・方向未満 [河川]護岸 [港湾]護岸

3 - 3 点検の実施

点検は、公共土木施設の計画的な維持管理システムの中で最も重要であり、効率性、実効性を継続するために、「詳細マネジメント」、「簡易マネジメント」の維持管理区分に応じて行うものとする。

(1) 点検の目的

点検は、施設の安全性にかかわる不具合を早期に発見して、致命的な損傷や重大な事故といったリスクを未然に防ぐとともに、施設の使用性、耐久性などにかかわる変状を発見し、マネジメントを効果的・効率的に行うための情報を得ることを目的とする。

また、「点検 評価 計画 補修」というシステムの確立で構造物の延命化という目的が達成できるものであるが、点検時のこまめな清掃や簡易な補修も構造物の延命化に繋がる重要なものである。

(2) 点検の種類

公共土木施設の点検は、目的に合わせて「日常点検」「定期点検」「緊急点検」に大別し、予算、体制に応じた、効率的・効果的な点検を実施する。

点検の内容や頻度については、「詳細マネジメント」「簡易マネジメント」の維持管理区分に応じてメリハリをつけ、点検に要する人員、管理コストの低減を図るものとする。

点検の実施にあたっては、職員自ら実施するもののほか、対象施設、現場条件、点検内容の専門性等によっては、専門業者に委託するものとする。

表 - 4 点検種類と目的・頻度・概要

点検名	目的	頻度	概要	
			詳細マネジメント	簡易マネジメント
日常点検	施設の使用、安全性に支障があるような大きな損傷を発見するために実施する。	施設の種別ごとに適切な頻度を設定。	日々のパトロール等において、遠望目視等により行う。必要に応じて、清掃や簡易な補修・修繕作業も行う。	
定期点検	施設の現状や損傷状況を適切に把握するために実施する。	施設の重要度、環境や使用状況、劣化の進行度等に応じた実施頻度を設定。	施設（部材）の劣化状況を把握し、劣化の進行度を定量的に判定する。	施設（部材）の劣化状況を把握し、劣化の進行度を定性的に判定する。
緊急点検	緊急的に、施設の機能低下の有無を確認するために実施する。	異常気象、事故等に対応するために随時。	地震、水害、台風などの異常な自然現象や事故発生時に行う。	

(3) 点検記録および施設台帳の整備

効率的な維持・補修には各施設の点検記録や補修履歴が必要であり、現在の施設台帳を見直して点検・補修記録が確実に残せる台帳管理体制を整備する。

構造物の劣化を判定、予測するための定期点検結果の規定に基づいた記録はもとより、日常点検、緊急点検の結果を施設台帳を活用して確実に記録するものとする。加えて、補修を行った場合は、その時期および内容も記録する。

また、日常の維持管理において、住民より寄せられる要望、苦情等は目標管理水準の決定においても重要な指標となり得ることから、点検・補修記録に合わせて蓄積することが重要である。

3 - 4 維持管理計画の策定

今後、計画的な維持管理システムを構築し、施設の延命化を基本とした維持管理計画（長寿命化修繕計画等）を策定するものとする。

維持管理計画は施設ごとに策定するものとし、予算的な制約下において、重要度や維持補修・更新コストの縮減効果の大きい施設の計画を優先的に策定し、補修・更新コストの平準化を図るものとする。

表 - 5 長寿命化修繕計画のイメージ（橋梁の例）

橋梁名	道路種別	路線名	橋長(m)	架設年度	供用年数	最新点検年次	対策の内容・時期											
							H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28		
橋	補	号	30	1995	12	H17		次回点検										
橋	主	号線	80	1998	9	H18				次回点検								
橋	一	号線	35	2003	4	H16					次回点検							
..	"												
橋	補	号	100	1970	37	H16			床版上面増厚									
橋	"	号	50	1940	66	H18		次回点検	架替え									
橋	"	号	18	1980	26	H18				次回点検	床版補強							
..	"												
橋	主	線	42	1975	32	H18		架替え										
橋	"	線	40	1975	32	H16		次回点検	床版補強									
橋	"	線	15	1980	26	H17			次回点検	電気防食								
橋	"	線	80	1960	47	H15											点検	塗装塗替
橋	一	線	60	1945	57	H17		次回点検	架替え									
橋	"	線	40	1983	24	H10		次回点検	炭素繊維接着									
橋	"	線	80	1996	11	H16					点検	塗装塗替						
..	"												
毎年の事業費(億円)																		

補:補助国道 主:主要地方道 一:一般県道

年度ごとの事業費を記入

長寿命化修繕計画

橋梁、港湾施設等、施設毎に補修および更新の中期事業（資金）計画を策定する。その際、詳細マネジメントの対象施設については、LCCを求め、最適な補修時期と各年度の予算を調整し平準化を図る。

(1) 維持管理区分別の計画

予防維持管理型施設の計画（詳細マネジメント）

詳細マネジメントを行う施設では、点検データを用いた劣化予測に基づき算定するＬＣＣと予算的な制約とを調整して維持管理計画を策定する。

詳細マネジメントでは、個々の施設についてＬＣＣが最小となる修繕計画を策定し、施設全体で実施時期等を調整し、平準化を図るものとする。ＬＣＣの基礎とする施設の劣化予測手法については、構造種別や材料種別、劣化原因等により異なるが、本県の施設の特性や規模に即し、今後の研究成果に柔軟に対応できる手法を採用する。

ＬＣＣは、施設の建設から撤去・更新までに要する全ての費用の総和から算定することを基本とするが、機能低下（撤去・更新時含む）に伴う社会的な損失も含むことが望ましい。

ＬＣＣ算定にあたり、施設の寿命を設定する必要があるが、これは施設ごとの建設～撤去又は更新までの実績から設定するものとする。なお、施設ごとの寿命に係る実績が把握できない場合、一般的な寿命を暫定的に用いてＬＣＣを算定する。

なお、歴史的・景観的等の理由により施設の維持・保存が重要な施設については、ＬＣＣ最小化による維持管理の対象外として取り扱うものとする。

劣化予測

橋梁等、施設（構造物）全体の劣化を現況のデータから確実に予測する技術は確立されていないため、劣化状況を定期的に把握し、その進捗に基づき予測を補正することが必要である。

また、補修・修繕の経時的な効果を把握するために、補修記録の保存と定期の点検が重要となる。

事後維持管理型および観察維持管理型施設の計画（簡易マネジメント）

事後維持管理型および観察維持管理型により維持管理を行う施設については、簡易マネジメントとして日常・定期点検結果の損傷度に応じた補修および更新の計画を策定する。

なお、最低限必要な予算は確保するものとし、その範囲内で施設の重要度や損傷具合に応じた優先度を設定し、補修・更新時期を調整する。

(2) 目標管理水準の設定

公共土木施設の維持管理にあたっては、住民や利用者へのサービス水準を示すために対象施設の構造、材質等の特徴を捉えて管理指標（健全度）を設定する。

本県の管理する公共土木施設は、種類も多岐にわたり、ストック量も多いことから、個別施設の重要度や地域特性、利用状況等を踏まえ、メリハリをつけた目標管理水準を設定し、その水準を維持しながら施設の延命化を図るものとする。

目標管理水準の設定例（管理指標を健全度とした場合）

重要な施設：健全度4以上を保つことを目標とする。

一般的な施設：健全度3以上を保つことを目標とする。

表 - 6 一般的な損傷状況と目標管理水準の設定例

管理指標 (健全度)		一般的な損傷状況	施設の重要度		
			重要な施設	一般的な施設	重要度の低い施設
5	良い	損傷（劣化）は認められない。	定期点検	日常点検	日常点検
4	↑ ↓	軽微な（局部的な）損傷（劣化）である。	要監視	定期点検	日常点検
3		損傷（劣化）が認められ、追跡調査が必要である。	補修	要監視	定期観察
2		損傷（劣化）が大きい。	補修	補修	要監視
1	悪い	損傷（劣化）が著しく、安全性確保が懸念される。	大規模補修・更新	大規模補修・更新	大規模補修・更新

目標管理水準を設定

3 - 5 維持管理費予算の確保

この基本方針に基づき、公共土木施設、構造物の延命化を図り、更新に要する費用を低減し、さらに延命化のための補修に必要な投資を平準化するものである。

厳しい財政状況であるが、「維持管理計画」により延命化補修の必要性について、県民に情報を示し、理解を得ながら、計画実行に必要な予算を確保する。

3 - 6 システムの導入に向けて

(1) 組織体制

各公共土木施設に計画的なマネジメントシステムを導入するにあたって、本庁組織には、各施設を所管する担当課にマネジメントの中心的役割を果たす担当を配置するとともに、アセットマネジメントに対する啓発活動や土木部全体の取り組み状況を把握する担当が必要となる。

今後、増加することが予測される公共土木施設の維持管理業務をより効果的に行うには、本基本方針に基づくマネジメントシステムの中で、最初に必要で、かつ重要な過程と位置づけられる「点検」を行う出先機関において、点検業務をこれまでの建設・監督業務等と同様に、より重要な業務と位置づけることが必要である。行財政改革中の限られた人員の中で、これまで以上の質・量の点検業務を行うためには、出先機関の維持管理体制の見直しも必要である。

(2) 特定分野での先行的検討

今後、すべての公共土木施設の維持管理にアセットマネジメントを導入する必要があるが、現段階では、予算的な制約や、維持管理より新規整備に重点を置かざるを得ない分野も存在することから、優先分野を選定し先行的にアセットマネジメントの検討に入ることが望ましい。

全国的には、道路橋梁を対象として、アセットマネジメントの検討がなされており、本県においても、道路橋梁での取組みが先行していることから、その情報を共有しながら、段階的に河川や港湾施設等に拡大し土木部全体のアセットマネジメント体制を構築することを目標とする。

(3) 職員の技術力の向上

今後の土木技術職員には、計画的な維持管理システムを構築するうえで、基本となる専門技術を身につける必要がある。

現場における道路パトロールなど日常的な点検業務は、今後、職員自ら行うことを要求されてくることから、施設の現状を把握し、緊急的な対策の必要性の判断等に必要な知識を身につけなければならない。実効性のあるシステムの構築にあたっては、アセットマネジメントへの理解とともに必要な技術的知識を習得するための研修制度等を充実させる必要がある。

技術力向上への取り組み(例)

維持管理に関する推進チームの結成

点検に関する講習会

コンクリート、鋼構造物に関する基礎的講習会

資格取得への啓発

3 - 7 県民との協働の推進

「行財政改革推進のための基本方針」(平成 20 年 3 月)に基づき、公共施設里親制度の推進として、公共施設の美化清掃活動や緑化活動などの参加団体、対象施設の拡大を図る。

道路関係では、「香川さわやかロード」事業の道路愛護団体を増やし、県管理道の美化清掃や緑化活動などを実施する。

河川・海岸関係では、「リフレッシュ香の川パートナーシップ」・「さぬき瀬戸パートナーシップ」のパートナーシップ事業のボランティア団体数を増やし、河川や海岸の環境美化・保全活動などを実施する。

また、平成 20 年度よりゼロ予算事業として、砂防ボランティア協会の協力を得ながら砂防施設、危険箇所の点検を行っているが、今後もこのような取り組みを継続し、その他の土木施設にも拡大していくことを目標とする。

日常点検・維持管理への県民協働(案)

技術者 OB によるボランティア・パトロール、情報収集ネットワーク等
県民への積極的な PR を行い、公共土木施設に関心を持ってもらう。
公共施設維持管理 NPO 法人の設立

3 - 8 フォローアップ

本基本方針に基づく公共土木施設のアセットマネジメントの取り組みでは、P D C A マネジメントサイクルに基づきフォローアップを行うものとする。当面は、施設ごとに維持管理システムの構築を行い、より有効なシステムへ発展させるために実行、評価、見直し等を行う。

基本方針についても、全国的なアセットマネジメントの取り組み状況等に応じて見直しを行うものとする。

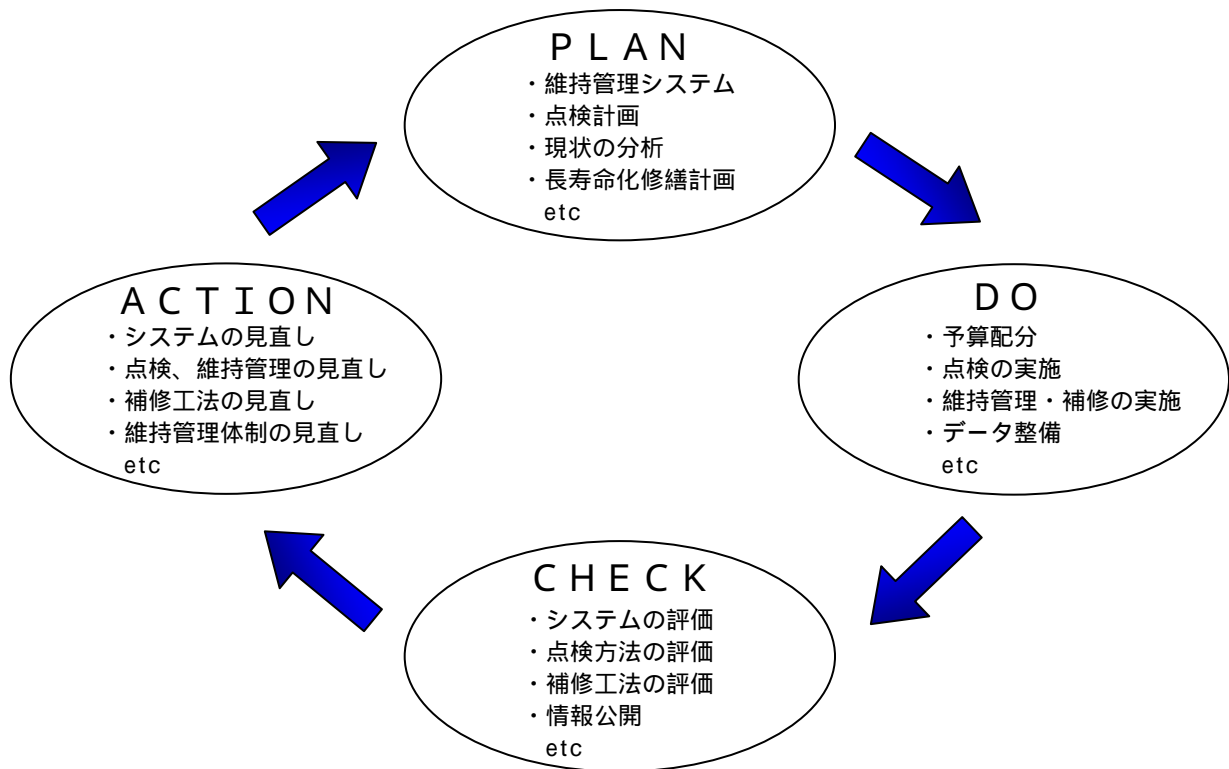


図 - 10 維持管理システムにおけるP D C A マネジメントサイクルのイメージ

参考文献

- 1) アセットマネジメント導入への挑戦：(社)土木学会，2005
- 2) コンクリート標準示方書 [維持管理編]：(社)土木学会，2001